

## 第3回自治基本条例検討委員会【基本・総論編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等) 検討委員会で出された意見	チェック欄
<b>条例のつくり方・ポイント</b>		
わかりやすさ ・市民に理解しやすい条例に		・平易な文章で作成 ・わかりやすい言葉の条例に ・シンプル、平易に、わかりやすく そのための基準は義務教育修了レベルが望ましい ・条例は市民がわかりやすいよう、やさしい文章にする(特に横文字は駄目) ・条例に横文字はやめる ・条文はあまり多くないこと ・市民に理解しやすい条例に
かわさきらしさ ・市民の納得できる条例に		・大胆な内容にする ・現在の行政運営の枠を取り外す ・メリットを実感できる条例に ・市民の納得できる条例 ・時代の変化の激しい中で、スムーズに対応していけるようなものにする
・条例の前文をつくる		・条例の前文をつくる ・前文を盛り込み、理念を明記 ・理念は格調高く ・川崎市の理念を明確に ・基本となる条例の理念についての解釈の統一化を図れるような表現を(誤解がないように) ・「市民自治」最優先の原則 ・自らを愛し、家族を愛するように郷土を愛する心、公共心が「市民自治」の根源 ・市民・行政が郷土を愛する心を基底に相互の信頼関係を築く事が「市民自治」実現の要諦 ・公共心、郷土愛の涵養に果たす教育の重要性(少なくとも市立校で) ・「参加と協働」、「情報の共有」 ・「安全な生活」： 防災、防犯(市と警察との関係?)への言及 ・総合計画の理念と条例の理念の整合を図る ・フィードバックするつもりで、条例を憲法や法律へ加える
		・川崎らしい特徴を入れる(理念) ・人、社会、自然等の豊かさ ・川崎は細長く、近代工業都市から居住地まで広く存在する ・川崎市のイメージをどのように具体化するのか(つくり方に大きく関わる) ・川崎市の独自性を打ち出す
他自治体の条例のよいところを活かす		・他の市町村で完成している条例に盛り込まれているもので、大事なものは当然入れていく
		・言葉の定義づけ(例えば自治体、例えば市民) ・条例によるコスト増へ配慮 ・条例の枠組みづくり
<b>条例の性格と位置づけは?</b>		
「条例」? 名は体を表す?		・自治基本条例は仮称であり、まず「基本条例」といった条例の名称を定めることから入るの はどうか ・「川崎市自治創造基本条例」と名称づけ、川崎市総合計画との整合性 ・「基本条例」という名前はかたいか

第3回自治基本条例検討委員会【基本・総論編】

何を検討すべきか(検討テーマ)		どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
条例をつくる目的		・百年の計！ ・市政担当者、職員(事務局)に信託、信認するための条件を明確化したものとしての基本条例、信認条例 ・何のための条例か、“夢”をかなえるため、どういう生き方、人育て ・総合的“夢”とは何か ・日々の暮らし、子供の未来にも喜びや希望が持てるように ・10年後、20年後の未来に夢を持てる条例 ・明確で生活に密着した条例に ・川崎に住むことが誇れるような条例 ・「川崎には基本条例がある」ことを誇りにできるように  ・潤いと活力あることを盛り込む ・持続可能な都市に ・生産のまちから消費のまちへ ・(福祉)子育て負担を社会で広く分かち合うまち ・みんなで教育を推進するまち(こどもを大切に) ・環境を大切にすまち ・農業を大切にすまち ・道路を(交通)大切にすまち	
条例の位置づけ			
どのような条例をめざすのか？		・基本条例の権限の規定 ・基本条例の権限はどのあたりまでの「基本」になるのだろうか？	
自治体の憲法として	自治体の憲法・最高法規として位置づけるかどうか	・自治体の憲法(したがって基本理念(前文)が重要)(ただし市民がつくる) ・市民の、市民による、市民のための憲法 ・地方分権時代の最高規範 ・市の憲法であり、市のビジョンを表すもの ・条例の性格と位置づけ、自治体の憲法というならば景気と時代を超越した普遍的価値を盛り込むべき	
	考え方 = 基本条例、 具体的内容 = 個別条例	・条例は最高の権威であるべきだ ・自治体の憲法として、憲法の構成を頭に入れて(首長、市民、議会) ・他の条例・規則は「基本条例」の精神に基づくことを明記 ・既存条例から見て条例を組み立てていく	
理念条例として	自治体のあるべき姿や進むべき方向を定めるかどうか	・理念条例として基本理念をもれなく盛り込んだ条例をつくりたい ・企業、事業者の社会的責任の明記(環境、人権...) ・市の基本的な考えを明確に  ・条例づくりの理念の具体化の為の表現、ルールづくり ・理念条例だけに抽象的になり易いので実効性の保障が不可欠	
行政運営の条例として	行政運営のあり方を定めるかどうか	・行政サービスのあり方を定める(適正な税金の使い方等) ・手続きを定める ・縦と横の連携が必要 ・(市民と行政の)距離が遠い ・システムに不満が届かない ・行政のプロと一般市民間の専門性、常勤性の差をどう埋めるか、その方策を考えるのが基本	
「権利のカatalog」的に例示		・手続的権利/措置請求権/情報を知る権利 など	
憲法・法律			
		・「法」は守ることが前提、運営上の基本 ・法律と反する条例は可能か ・基本条例で小・中学校の設置基準を規定できないか	

第3回自治基本条例検討委員会【基本・総論編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
<p style="text-align: right;">検討委員会で出された意見</p>		
<p>総合計画</p>		
<p>総合計画の理念との整合</p>	<p>・総合計画との整合性</p>	
<p>自治体って何? 《川崎市における自治とは》</p>		
<p>自治の基本 = 市民が主役のまち</p>	<p>・自治の基本 = 「市民が主役」を共通認識として                      ・市民のためにあり、地域のことは市民自らが責任を持って決めていくことを基本にしたい                      ・市民の平等を実現できる                      ・人間と自然、環境の共生を実現                      ・「狭義の市民」だけでなく、他のそれぞれの主体毎の理想を述べることも必要ではな                      ・「企業・事業者」にとっての「理想の自治体とは何?」:税金が安いこと、良質な従業員を得られること?(というだけでは、寂しいので、、、)                      ・「NPO/NGO、任意団体との市民」にとっての「理想の自治体って何?」:個人個人の市民としては「理想」と異なるものがあるのだろうが。                      ・「行政」にとっての「理想の自治体って何?」か?</p>	
<p>国 = 地方の対等な関係(“地方主権化社会”)・</p>	<p>・たくさんの人々が同時に中心になれるのか                      ・自治体とは自分たちで自らの事を処置すべき(他からの干渉はすべきでない)                      ・自ら治める自治体</p>	
<p>自治するまち・川崎</p>	<p>・自治するまちのイメージづくり                      ・自治するまちのイメージの共有化</p> <p>・市民生活優先の都市自治分権の確保                      ・市民生活優先の都市像(川崎市)を実現する、自治分権(市民主権)の確保                      ・市民の権利が前面に出される                      ・自治する市民を創出するような条例を                      ・市民の自治意識の向上、作りだし</p> <p>・市民と行政の共同体                      ・市民中心、市民と行政が一体化するための条例                      ・多層性のあるチェックシステム、多様な参加、それが自治                      ・パートナーシップ型の地域づくり</p> <p>・今ある問題を解決できるか                      ・現状からまちをよくする                      ・市民の課題の発見から解決できる                      ・市民が解決すべき課題を決められる仕組みづくりが必要                      ・まちの問題解決や手続きを決めるガイドラインを盛り込む</p> <p>・市民として誇りが持てて、隣人とも市民同士でも楽しく生活できるような条例</p>	
<p>条例で何ができる、何が変わる</p>	<p>・条例の解釈問題                      具体的に「何ができる、何が変わる」をきちんと出していく</p> <p>・「条例で何ができる、何が変わる」現状を具体的に、AさんをモデルにしBさんをイラストで</p> <p>・何ができるかを明確に、具体的に</p>	

第3回自治基本条例検討委員会【基本・総論編】

何を検討すべきか(検討テーマ)		どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等) 検討委員会で出された意見	チェック欄
市民ってなに? 《市民の定義》		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民と市民の違い</li> <li>・通勤者、昼間人口をどのように扱うか</li> <li>・市民は「住民」と理解するのか、川崎「市」なので市民とするのか</li> <li>・基本的人権の視点で考える</li> <li>・「自治」の主体は「属地主義」</li> <li>・市民の規定も当事者の能力の有無によって変わる</li> <li>・(外国人、子ども、高齢者、障害者等すべての市民が)平等</li> <li>・市民=納税者ではなく、子ども、弱者も含まれる</li> <li>・通りすがりは責務をおわない</li> <li>・法=市民と、行政=住民の違い</li> <li>・市民にはいろいろな側面(タイプ)がある</li> <li>・通りすがりは責務をおわない</li> <li>・市民自治の主役として公共心、社会的規範を備えた市民</li> </ul>	
市民と住民		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学び、住み、働く者すべて</li> <li>・条例の利益を受ける人=市民</li> <li>・自治意識を持った住民、市民とは、自ら考えて行動する人、自立した人</li> <li>・義務をはたしている人(ex納税者)、責務をおう人、納税者?</li> <li>=まちづくりの主体</li> <li>・個人企業</li> <li>・企業・事業者の市民としての権利と義務</li> <li>・既存条例ではどう区別されているかを確認し、規定する内容によって使い分ける</li> <li>・市民として、個人個人として市民、NPO/NGO、任意団体との市民企業・事業者としての市民の3つがある。</li> <li>・住民だけではできることが限られる</li> <li>・住民の年齢による資格、区分</li> <li>・3ヶ月以上居住者(ホームレスも含む)</li> <li>・法人も住民としての責務</li> </ul>	
市民の権利と義務		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の権利と義務の明確化</li> <li>・市民の権利規定と義務規定は表裏一体のものとして定めるべき(義務を果たさなければ権利を行使できない)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の権利とは何か</li> <li>・自分たちの意思を表明し実現する仕組みの保障</li> <li>・市民一人ひとりが行動しなければ何も変わらないことを啓発すべき</li> <li>・市民自治と責任のとり方</li> <li>・自治体とは、市民による市民のための市民の政治だと思う。しかし、エゴの反省も常に持つべき</li> <li>・自分勝手は自治ではない</li> <li>・市民の義務も書くこと</li> <li>・市民は責任を持つこと</li> <li>・市民としての自覚、義務、責任がもてるものに 条例を守り、持続性のあるものにする</li> <li>・自分の住むまちのことは自分たちが責任をもって解決する</li> <li>・「市民が義務を果たすことで、権利が生じる」この考えに基づく市民の定義を規定する</li> </ul>	
自治体と市民の契約関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の「参画」と「協働」については、その仕組み・方法を具体的に規定する</li> <li>・市民の意思が表明できる制度づくり</li> <li>・市民参加の道づくり</li> </ul>	
市民と市民の契約関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな公共領域とその担い手も</li> </ul>	

第4回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容1 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等) 検討委員会で出された意見	チェック欄
《自治体の組織の役割・責任》		
行政の役割・責任とは？		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分権型社会の形成</li> <li>・主民主権の地方政府</li> </ul>	
行政の位置づけは？		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政」とは誰のことか</li> <li>・市民が主役といえるにふさわしい市民の主体性を引き出す行政</li> <li>・市民の立場に立ち、市民の信託に応える</li> <li>・住民(市民)の信託を受けている組織</li> <li>・行政の役割として、信託内容の明確化と責任</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長とは</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長、副市長などを規定し直す</li> <li>・自治体の意思決定を実際に行うもの・・・首長(市長) = 執行機関？</li> <li>・市長の責務</li> <li>・市長は独善に走らず、常に市民を意識して行動すべき</li> <li>・強力なleadership、横断的行政を推進すること、その権限、義務を明記</li> <li>・人材育成確保、財務状況公表義務、所見提示義務</li> <li>・政策のマニフェスト化</li> <li>・行政の首長を市民が選挙で選ぶのが市民の権利</li> <li>・「責任」をどうとるかの項目づくり</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>市長と補助機関(職員)との関係</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙で選出された市長と行政との関係のあり方</li> </ul>	
行政の役割と責任とは？		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の役割と責任とは何か</li> <li>・公務員の責務を規定すべき、全体の奉仕者として</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の意思を反映した公正、公平な政策</li> <li>・行政の位置づけ市民のニーズを的確に実行する</li> <li>・市民向け情報発信力の強化、攻めの広報、職員のPR(public relations)意識改革。仕組みとして企業OBのPR経験者市民の公募嘱託採用</li> <li>・情報の共有は行政の市民に対する緊張関係と独善の排除のため必要</li> <li>・情報収集し、市民のニーズを把握する</li> <li>・行政のサポート体制の中には協働も入ってくる</li> <li>・市民生活サポート</li> <li>・困ったときに役立つ(市民に役立つ所)行政</li> <li>・行政は相手の立場を尊重し、問題の解決に努める</li> <li>・市民が安全に日常生活ができるように最低限のこと(市民からの働きかけがなくても)をやる</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どんなサービスをするべきか、またそれを誰が決めているのか</li> <li>・政策を執行するのが行政</li> <li>・政策立案</li> <li>・行政は行政サービスの取捨選択の方策を持つ</li> <li>・独自の政策、施策執行する</li> <li>・政策実現に向けて職員の専門的能力が必要</li> <li>・行政は事務局たるべし</li> </ul>	

第4回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容1 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)		どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
		<p>検討委員会で出された意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策評価の実施、Plan do see</li> <li>・仕事のやり方として、組織はプラン・ドゥ・シーのサイクルを回す</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・施策について(予算実施)プランと実行と維持を明確にする場を</li> <li>・首長、予算編成、執行の透明化</li> <li>・税を効果的、効率的に使う</li> <li>・税の使われ方は公平に</li> <li>・税金の使い方を市民にわかりやすく示す</li> <li>・補助金はなるべく出さない</li> <li>・理念の一例として税金の無駄遣い排除に向けての官民協働の取組</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報公開制度を積極的に市民に提供する制度</li> <li>・情報の公開、提供を徹底的にする</li> <li>・情報の公開と共有</li> <li>・情報公開責任 = 広報と課題解決の基礎</li> <li>・情報の共有化と住民、行政、企業等各セクターの情報共有</li> <li>・情報提供サービス(役割として)</li> <li>・市域全体を見て、バランスある情報を提供する</li> <li>・行政の役割の周知</li> <li>・現行公開条例の検証による課題抽出と本条例での対応</li> <li>・条例運用が部署・職員などで差があり不統一/金額情報非開示では税金無駄遣いチェックに役立たぬ/救済手段の「異議申し立て」に時間かかり過ぎ</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(税の)個人情報の保護</li> <li>・役所でやっている仕事が見えない</li> <li>・行政の仕事(サービス)の目的を明確にしないと組織が組まれない</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・お客を市民とし、サービス産業として考える</li> <li>・わかりやすく、理解でき、興味を持てるようにする</li> <li>・どういう時に、どこへ行けば良いのかわかるインデックスづくり</li> <li>・気楽に、気楽に接触できる雰囲気をつくる</li> <li>・困った時かけ込み、まず相談する窓口</li> <li>・市民の行政への手続きはシンプルなものに</li> <li>・小回りのきく近い自治体</li> <li>・放っておいても、きちんと仕事をする自治体</li> <li>・総合的な行政サービスの提供、市政の推進</li> <li>・よりよい生活のためこうしたいという意見を伝え実現させたい時の窓口</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の役割。コーディネート</li> <li>・自治体、県や国との連絡調整を行う</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の平和と安心を守る義務</li> <li>・幸せと安全の追求</li> <li>・公共の福祉を優先する</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・民主主義の実現</li> </ul>	
	行政組織のあり方とは？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政の仕事が地域にどう役立っているのかよく分からない</li> </ul>	
	組織のあり方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦割り行政と言われないための努力を</li> <li>・縦割りの弊害をなくしてほしい</li> <li>・市民主権のための多様なニーズを柔軟に迅速な対応ができるよう整備(各セクションにまたがる問題を総合的に対応)</li> <li>・市民の意見を総合的に把握する組織体制確立</li> <li>・総合行政、組織横断的行政、柔軟構造の組織、執行体制づくり</li> <li>・庁内で市民参加、協働を推進し、ニーズを把握し、政策に反映し、市民に責任を有する市長直轄の機関を設置</li> <li>・「市民自治」推進に権限と責任を持つ、市長直轄一元機関の設置(時限でも可)。市民との接触が多い事業局、区役所等での「市民自治」実現推進のため、実態情報の把握・指導監督・調整に当たる。併せて「市民自治」「自治条例」に関わる問題での市民の駆込み寺的役割を持たせる。(「市民自治」意識における総合企画局と事業局・区役所・教育委員会との間に大きなGAPを実感)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域現場から逃げない</li> <li>・現場(地域)重視でやる</li> </ul>	

第4回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容1 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)		どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
		検討委員会で出された意見	
職員の心構えはどうあるべきか?		<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の数は必要最小限に</li> <li>・市民に顔を向けた職員の姿勢</li> <li>・敢えて(職員の)市民自治意識改革の盛り込み(130万の市民より、13千の職員から)</li> <li>・役人はよく働くようになるのか</li> <li>・職員の意識改革を進める制度的担保が必要</li> <li>・意識改革は市民も必要、が敢えて言う「職員一人が変われば市民100人に影響が及ぶ」</li> <li>・職員の意識改革の中味とは「市民が主役」の意識(ややもすると「議会・議員が主役」意識が一般的と市民は見ている)/civil servant意識/総合行政意識/成果達成などへの責任意識/コスト意識/悪平等に陥らず公正性を取る意識 など</li> </ul>	
議会の役割・責任とは?			
議会の位置づけは?	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市議会の位置づけを記す</li> <li>・…議会=議事機関?自治体の最高意思を決定するもの?</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の代表(代理人)最高意思決定機関</li> <li>・議会は市民が主体となるための意思決定機関であること</li> <li>・行政運営の円滑化</li> <li>・行政の効率的、民主的運営の監視</li> <li>・行政の調査及び監視機能を高める(政策水準の向上のため)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「議会」と「議員」は同じか</li> </ul>	
議会の果たす役割って何?		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会との関係(議会の果たす役割など)</li> <li>・議会は市民の信託に応える</li> <li>・市民への説明責任</li> <li>・地域住民に説明責任をもつ</li> <li>・市議会は市民の代表として市民の声を聞く義務がある</li> <li>・様々な市民の考え方に優先順位をつける</li> <li>・自治体運営の透明性の確保</li> <li>・議会は市民のお目付役</li> <li>・全員協議会・幹事長会など市民に議論が見えない不透明根回し機構の排除 委員会・本会議</li> </ul>	
議員の役割責務の明記		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の責務を明記し、市民の代表</li> <li>・議員の責務、役割を明記する</li> <li>・個別テーマと市全体に関わるテーマのすみわけ</li> <li>・議員は選挙区だけでなく全体を見る目が必要</li> <li>・議員になることを個別(個人の)利益が結びつくような関係をなくす</li> <li>・議員になって得することをなくすことはできないか</li> <li>・「議員は偉い」を払拭できないか</li> <li>・「議員も市民」上下のような感覚的なものを払拭する(平等感)</li> <li>・イデオロギーより市民生活を優先すべき</li> <li>・議会の目的を明確にするため、め、広く市民ニーズを把握すること(所属政党のこのみ考えられているのでは)</li> <li>・業者と市民(地権者、利用者)を考える</li> </ul>	

第4回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容1 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
議会自身がよりよく機能するためには？	<p style="text-align: center;">検討委員会で出された意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組織内分権の意思決定の迅速化を図る</li> <li>・議会の運営の仕方を変える(議会機能の強化)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わかりやすい会議、運営を</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会をいかに機能させるか</li> <li>・地方議会の活性化</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・招集、組織、会期、公開、参加、調査、市民参加、会議等の議会の運営(議会運営条例)</li> <li>・立法機能を活かす、仕組みを規定する</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予め行政との調整づくめだけでなく、パフォーマンスもしておもしろい議会を演出してほしい</li> <li>・数による民主主義から議論を尽くした上での民主主義を</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員が市民の声を入れて立案する能力、意思がない</li> <li>・シンクタンク機能を高いレベルで</li> <li>・議員のレベルアップ</li> <li>・議員提案の拡充</li> <li>・議員にスタッフがいないので市民がなってもよいのでは</li> <li>・議会事務局の強化</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民議会の創設</li> <li>・小地域単位の委員会、区単位の議会を検討する</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会議他、議会情報の公開制度を</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の業績を評価する</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請願の他にも窓口をつくるべき</li> <li>・請願とその対応を広報で公開すべき</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選挙の投票率を上げることが市民参加につながる</li> <li>・選挙の仕組みに疑問</li> <li>・選挙民(市民)のレベルアップが必要</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方参政権の問題</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員の定数を減らす</li> <li>・議員定数削減に議会が具体的な発議</li> <li>・議員の選出単位(区)の区民との説明責任の明確化</li> <li>・全市が議員選出の範囲を考えるべき(南、中、北の対象があってもよい)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参議院のような第二議会(シャドー議会も可)はつukれないか</li> </ul>	

第4回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容1 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
検討委員会で出された意見		
《自治体における市民・議会・行政の関係》		
自治体における市民・議会・行政の関係って何？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策内容を提案するのが市民、利害調整をするのが議会、政策の実現可能性を検証し、目指すのが首長</li> <li>・市民あっての自治体であり、議会、行政はサポート役</li> <li>・大きな自治体を統制することの難しさ、議会と執行機関それぞれのコントロールをどうするか。距離を埋める方策を考える。</li> <li>・市民、議会、行政を対象とした条例に</li> <li>・双方向、市民と？(この自治体とは何か)</li> <li>・市民発議の1方法として、市民・行政の「参加・協働」で立案し市長発議とする手法。現基本条例作りがモデル。 現行直接請求のハードル・エネルギーは時として高過ぎる。</li> </ul>	
市民と行政の関係とは？		
市民と行政の関係はどうあるべきか？	<p style="text-align: center;">「市民」と「行政」の関係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政サービスの減少分は、市民が“動く”ことで対応</li> <li>・市民の権利規定と行政の行為規範規定との調整</li> <li>・市民参加、参画は市民の生活の負担にならないようにする</li> <li>・日々の生活があるので、市民はすべて市政を担うことができない</li> <li>・市民参加の基本 = 市民と行政が共通の認識、目標をもった協働作業を進める</li> <li>・パートナーシップは市民、行政の役割と責任を明確にする</li> <li>・行政は、市民の力でできることまでせず、仕事を広げすぎない</li> <li>・行政のサービス減少分を市民が担うといっても限界があるのでそれをどうしていくか考える必要がある</li> </ul>	
市民と行政の協働		
協働のあり方、パートナーシップのあり方とは？ 協働にあたっての市民と行政の関係とは？ ……平等？、委託者と受託者？、主権者？、納税者？… ・行政の役割、市と区、区と市民との関係 ・市民と行政との関係 ・市民と行政との関係と進め方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民が主権者</li> <li>・市民らしい自治を築き、市民の主権に基づいた市民参加の実現を</li> <li>・決定の際における議会・行政・市民の参画について</li> <li>・双務契約を結ぶ</li> <li>・市民活動と市民の双務契約</li> <li>・「市民参加」はアリバイ作りとは違う。「協働」は行政サービスの下請けとは違う。が、そう見ている市民は多い。</li> <li>・「参加・協働」はケースによっては有償であって良い。C f : 米国の「スタイペンド(謝礼)制度」</li> <li>・ある市民の参加が円滑な自治を壊すケースがあるということを踏まえて、参加から退場してもらうルールが必要だと思いました。</li> <li>・自治体と市民は対等に</li> <li>・市民と行政は対等に！(時には相反するときもあり)</li> <li>・協働よりも監視、敵対する市民が必要(パートナーではなく敵対者としての市民)</li> </ul>	
市民と行政の協働をどのように実現するの？		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民と行政職員のスキミングによる共栄共存をどうするか</li> <li>・パートナーシップについて、行政と市民の役割とは</li> <li>・市(行政)と市民のパートナーシップ</li> <li>・市民参加の行政</li> <li>・市民、行政それぞれの得意技</li> <li>・市民は権利と責任を自覚して積極的に参加してほしい</li> <li>・きちんと市民と行政での合意をつくるべき</li> <li>・決定された内容を忠実に実行する責任</li> <li>・多様なニーズを仕分けする(早期、中期、長期)役割</li> <li>・各段階からの参加</li> <li>・まちづくりは計画段階から市民参加</li> <li>・施策の計画段階からの参加</li> <li>・市民参加には、「政策決定過程への参加」と「事業への参加」がある</li> </ul>	

第4回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容1 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
行政施策へ市民参加・市民参画 が促進される仕組みとは？	検討委員会で出された意見 ・参加、参画、の方法は（選出、公募など） ・市民の間の合意形成はどのようにして成立するか ・市民の地域社会はどのようにして形成されるか ・市民参画を促進するもの・主役である市民の参加	
	・市民・住民の意見が反映される仕組み	
	・参加のルール条例を盛り込む ・協働の方式を明確にする	
	・理念、抽象的表現だけでなく、実現するための具体的仕組み、ルールを盛り込む ・理念の一例として、市民と行政又は市民同士の信頼感の構築が参加、協働に必要 ・参加、協働の中身を詰めること、ex)対象事業計画、仕組み、ルール	
	・合意形成、情報の共有と徹底した議論 ・協働参加のために共有する公開情報化 ・施策の検討、決定、実施を通じて情報の公開と広く市民の意見を吸収、反映する	
	・市民と行政、できること、できないことの理由、説明責任をきちんとする ・情報公開、提供は、自ら進んで十分説明を伴う(セット)明記と所見提示 ・知る権利とは知らされるものと知る努力を果たすべきものがある(市民と行政の関係) ・市民と行政は対等にあるのはよいが、情報は行政が多く持っている。やはりリード役をお願いし	
	・市民と行政の協働は、市民に対して開かれた行政の窓口をどう広げていくかが重要である	
	・行政委員会に「市民委員」を入れるように努める ・基本条例の中に今回のような検討委員会を設置することを規定できるか ・審議会への市民参加 ・審議会の公開 ・審議会、委員会、テーマ、メンバー構成等を市民も決められるように ・現行制度並びに運用の検証による課題抽出と本条例での対応 ・団体推薦委員の利益代表化/委員の市民代表性への疑問/会運営の不透明 など各種委員会などでの委員公募が増加しているが適材市民を適所委員会に応募させる為、委員公募の年間予定・適格要件を一覧した広報が必要。	
	・アウトソーシングしていることの自覚(市民の) ・市民から行政へのアウトソーシングの定義化	
	・市民フォーラム、タウンミーティング	
	・参加、協働の成果評価と過程の透明化 ・首長、行政評価の透明化	
	・地域エゴ排除、代替案提示義務 住民投票制度の活用	
	・自己申告、自己申請しないと、市民は損をする制度の廃止 ・市政に無関心な層をどう取り込んでいくか ・行政を監視する担い手は誰か ・行政の仕事を誰がどのように評価したらよいか	

第4回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容1 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)		どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
		検討委員会で出された意見	
市民同士の合意形成がスムーズに行われるためには？	<ul style="list-style-type: none"> <li>参加しない、参画しない市民との関係のつくり方</li> <li>転入者の巻き込み方の仕組みをどうするか</li> <li>様々な考えの市民が公平にどう折り合いをつけるか、折り合いのつけ方のルールが必要</li> <li>合意形成の仕組みをいかにつくるか</li> <li>市民の参加についての問題点(司法制度、裁判員制度も参考に)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲良しグループは協働ではない</li> <li>市民活動をしたくない市民、したくても暇がない市民、市民活動に参加するきっかけがない市民等が、お互いに楽しく参加できるきっかけづくりや知り合いが引っ張っていってくれると楽しい</li> <li>志木市の例 市政運営基本条例～市民委員会～ 市民による「第2の市役所」</li> <li>志木市の例 公共事業市民選択権保有条例～民意審査会～</li> </ul>	
市民と議会の関係とは？		「市民」と「議会」の関係	
議会と市民の関係はどうあるべきか？		<ul style="list-style-type: none"> <li>議会の在り方を市民との関わりで条例にどう位置づけるか</li> <li>議会と市民、行政と市民の関係づくり</li> <li>市議会が市民に身近になってほしい</li> <li>市民の意見が反映される</li> <li>市民参加の確保</li> <li>請願・陳情のプロセス透明化</li> <li>議会と首長がなあなあになったらどうするか</li> <li>選ぶ権利の市民</li> <li>市議会の解散権を市民が持つ</li> <li>良い意味での「市民が議会を監視する」システム</li> <li>二元代表制により市民の代表は議会のみならず市長であること明示(議会軽視の誤解消)</li> </ul>	
市民意見をどのように議会に反映するの？		<ul style="list-style-type: none"> <li>議会と市民の関係の整理</li> <li>市民の合意形成に有効に作用する議会のあり方とは</li> <li>議員は地域の信託に対して必要な情報を徹底し吸収する</li> <li>市議会は市民の意向や状況をよくつかんでは</li> <li>議会から市民に意見を聞く努力を</li> <li>市民の意見を議会に反映する仕組み</li> <li>議会と市民の情報交換の活性化</li> <li>議員と市民、首長とのミーティング</li> <li>ex) ネットワークを利用した遠隔参加を可能に</li> <li>重要案件の議決に際しては必ず「公聴会」を開くこと</li> <li>議員のマニフェストを条例化する</li> <li>市民に、議会への予算提出権を与えたらどうか</li> <li>投票率を高めるためには 議会がなくなると何が困るかを考えてみる</li> </ul>	
議会と行政の関係とは？		「議会」と「行政」の関係	
議会と行政の関係はどうあるべきか？		<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・行政・審議会の役割の明確化</li> <li>議会と行政の役割の明確化</li> <li>行政の理念との整合性を図る</li> <li>行政・議会の外形標準を定める規定</li> <li>行政は議会に情報を提供する透明性、公開性が必要</li> <li>行政への議員管理要望の透明化を明記</li> <li>首長でなく議会が運営してもよいのでは</li> <li>議員から職員への不合理な要望(口利き)排除しその制度化 (cf: 横浜は65%が議員から)</li> <li>相互に協力とチェックの関係だが本来地方行政には不要な「政治」が入り込み往々にして「議会のオール与党化」が両者馴れ合いを生じる。この救済は住民投票によるとなれば適用要件の緩和化により市民が使い易くしそれによる抑止効果を期待する。</li> </ul>	

第5回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容2 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等) 検討委員会で出された意見	チェック欄
《区のあり方》		
区って何？		
<p>政令指定都市として抱える課題とは何か？</p> <p>《区のあり方》</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体が大きくなりすぎて声が反映されていない現状</li> <li>・市民が一番近いところにある規模の問題</li> <li>・市民の最も身近な行政区(共通の理解が得られる範囲)</li> <li>・市民の生活圏とコミュニティとしての区の範囲は共通の課題</li> <li>・議員も「区」単位で選出されているので「区」の単位が必要</li> <li>・行政組織の最適単位があるべき</li> <li>・区割りのラインの引き直し</li> <li>・地方分権から地域分権の単位(区民ニーズの特質が活かされる行政区)</li> <li>・市政の執行、市民サービスを円滑に遂行するための管理スパン(地域的特性、人口、世帯数を考慮)の設定</li> <li>・区が20万以上の人口だと本来ならば市の機能、自主性を持つべき</li> <li>・今の区は近いが、遠いか</li> <li>・遠い近いは距離ではなく市民のハートの問題</li> <li>・距離感の問題ではない</li> <li>・市だと大きすぎて(仕事が)よく見えないが区の方が見えて安心できる</li> <li>・関わりがないと身近な気がしない(住民票を区へ、ゴミ収集を市へ)</li> <li>・見えにくい予算編成のルールやスケジュール</li> <li>・区役所を身近に感じられる仕組みを</li> <li>・区行政は市民の生活に最も近く「市民自治」実現の最前線。従い、テーマ【市民と(市)行政】への意見は基本的に全て【市民と区行政】に読み替えられ、「参加・協働」、「情報共有」、「職員意識」などの運用原則は更に濃密度・日常性が要求される。</li> <li>・区民意識とはどのようなものか</li> <li>・区民意識は住所を書くときに(「麻生都民」)</li> <li>・自治意識の高揚(市民が成熟する条件とは)</li> <li>・市民・区民の意識の差よりも南部・北部の方に差を感じる</li> <li>・分権が国から市に移行しただけで区には移っていない</li> <li>・区は市の機関事務を受けているだけではないか</li> </ul>	
<p>政令指定都市としての課題解決のための今後の区の方向性は？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区のあり方 地域文化を育成し・発展させる</li> <li>・各区の実情にあった「区」づくりをめざす</li> <li>・地域で考え、地域で行うことが重要</li> <li>・区は大事</li> <li>・区の役割が重要(市と区民の間)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区でできるだけ解決できるように</li> <li>・区の独自性を打ち出す</li> <li>・区の権限と義務と責任拡大</li> <li>・市より区へ、財政と権限を移す</li> <li>・区の自己決定権の拡大と区民権限(政治的、行政的)の拡大</li> <li>・独自の予算を持つ</li> <li>・一定の予算権を区に持たせる(現行よりも大幅増)</li> <li>・区役所の仕事をわかりやすくする(権限と予算を)</li> </ul>	

第5回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容2 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄	
区役所と市役所の役割分担をどうするか？       ・地域での課題の区分けからどの課題を分担するか(課題として取り上げるか) ・全市共通の方針のもとで区の独自性をどこまで活かせるか	・市と区の負担を明確にする ・行政、区の役割の分権化 ・市でやるべきことと、区でやるべきことを再検討する	検討委員会で出された意見	
	・サブシディアリティ(補完性原理) ・地域社会を形成するための基礎的自治体と区民生活の安定と向上に向け、相互に補完信頼関係の上に行政運営ができるように		
	・積極的権限の移譲と相互の連帯と協調を図る		
	・長期的なものは市役所、短期的(即決)なものは区役所		
	・全市一律のビジョンはやはり必要で、実施については区別にできることがよい		
7区の区のあり方をどのように考えていくの？	・地域での課題の区分けからどの課題を分担するか(課題として取り上げるか) ・身近な問題は区で解決する ・(区の役割)地域の課題を検討し解決を図る ・(区の役割)地域の代表機関 ・全市共通の方針のもとで区の独自性をどこまで活かせるか	・2つ以上の地域の課題の検討と解決を図るのは市  ・7つの区の特性を重んじる ・区ごとの特質を生かせる区政 ・区とは、地域特性を活かして行政的に分割された地区 ・7区の特性を活かし、市における位置づけの明確化 ・画一的でない個性を生かす(7区の特徴を生かす) ・区の事業は一律しなくてよい(立案 審査 実施)。アイデアと実行力のある区とない区で差が出ていい。  ・区の独自性と平等性(公平性)のバランスをとる ・臨海部(川崎区)、北部(麻生区)とは生活環境が違うので特性に応じてかえていく ・7区を南北に分けて特性、施策を検討すべき ・区の単位でも大きい、区ごとに地理的なばらつきがあるため、区単位で行政事務を区切る必要がある ・他の区の何を知る必要があるか(良い事例、悪い事例)	
区役所は何を行うところなの？ ・区の役割・権限について	・区の役割・権限について		
区役所のサービス提供のあり方は？  区役所の仕事とは何か 公務員でなければならない仕事とは何か	・区役所の仕事って何か、公務員でなければならない仕事とは何か、考え直してみたい(今ある仕事を「区か市か」と考えるだけでなく) ・市民に声クイックレスポンスする ・公正、能率的な職務遂行と区民の自主性の尊重 ・市民が行政に接触する最初の窓口だけに市民の視点で元気に ・市民の問題解決の力となる ・市民生活の基盤を支える出先機関としてのサービス ・区役所の位置づけ＝行政事務、情報提供、相談、協働のメンバーと事務局機能		

第5回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容2 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)		どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
区役所をどのように位置づけるの？		<p>検討委員会で出された意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度・情報化社会での社会的サービスの機能強化</li> <li>区とは、市民生活に最も近く地域に密着した行政サービスが期待される基礎的行政単位</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>区とは、地域課題解決のための市(区)民参加・協働が期待される基礎的行政単位</li> <li>市民活動と区のパートナーシップの拠点</li> <li>一部の市民のエゴは許さないが少数意見も出来る限りよく聞き、きめ細かなサポートを</li> <li>まちづくり市民活動支援センター部門の設置</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>あらゆる情報の提供(過去・現在・未来)</li> <li>行政サービス拠点以外の役割を情報公開</li> <li>区役所は、区地域市民の相談窓口であること</li> <li>外国人(区民)達が気軽に相談できる場(ロビー、情報伝達機能等)</li> </ul>	
その他		<ul style="list-style-type: none"> <li>区の他にある市の施設の役割は</li> <li>区が希望すれば独立を可能に</li> </ul>	
区役所を機能させる仕組みをどうするか？ 区長の権限はどうするの？  ・ニーズをくみ取る仕組み ・区民の課題とは何かを吸いあげるその仕組み		<ul style="list-style-type: none"> <li>区民の意見、地域課題をいかに吸収し、発見するのか、それをいかに区政に反映するのか。そのための「仕組みづくり」が重要。既存の「区民参加」諸組織の実態を検証し、新しい区政にとって必要・十分な役割を担う、責任を伴う新たな組織・体制をつくる。</li> <li>ニーズをくみ取る仕組み</li> <li>区民の課題とは何かを吸いあげるその仕組み</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>(区役所サービス)地域の視点に立った課題のplan do see</li> <li>市行政の前線本部</li> <li>「受託事務、窓口事務」的出先機関意識から脱却し、新たな役割に相応しい企画・調整・執行機能を設け、区民要望の把握、区・市政への反映に実効性ある仕組みとルールをつくる。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>区は縦割り組織ではなく</li> <li>全市的バランスに配慮しつつも、区民参加・協働を打ち出し、地域のニーズ、課題に見合った、且つ縦割り排除を強く意識した総合行政を目指す</li> <li>役所の都合の縦割り行政と市民生活のニーズに合致する横割り行政の必要性</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>部局の横断的調整機関としての区と区長の権限の強化</li> <li>区長の権限を強化</li> <li>一応、市長の代行</li> <li>区長の準政治職化、財政を含む権限委任と公募副区長新設</li> <li>市議会に区長出席権確保</li> <li>区内限定条例案の発議権を「区長」に</li> <li>区長の顔がよく見えるようにする</li> <li>区長を公選制に</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>課題にかかわらず区民参加、や協働を所管する組織の一元化(区政推進課と地域振興課の統合)</li> <li>区の仕事(テーマ別)に直接参加できる仕組み</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>窓口業務の適正化(効率化)</li> <li>ゴミ問題は区の特徴であるのに窓口がない</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>区の職員は、客観性を持つ(権力や好き嫌いで動かない)仕組み</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>区の教育委員会としての「教育カウンスル」(鶴ヶ島モデル)</li> </ul>	

第5回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容2 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄																								
	<p style="text-align: center;">検討委員会で出された意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区独自の予算(魅力ある区づくり)の決定と仕組みをつくる</li> <li>・財政の確立(区の独自(事業の)予算の強化)</li> <li>・地域レベル、区の視点からの予算編成や計画策定をさらに進めるべき</li> <li>・予算配分の考え方の整理(国と地方、市と区)</li> <li>・予算配分は現在の5,000万円、将来は実態にあわせてかえていく ぶんどり合戦にならないように</li> <li>・除々に区への予算配分を増やす(区の特性を出しやすくするため)</li> <li>・区ごとの全体的な予算に移行すべき(市の予算は地域的にわからない)</li> <li>・各区ごとにチェックを行い、フォーラムを開いて成果発表、総合評価</li> </ul>																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の主体性を促す仕組み</li> <li>・区民議会やテーマ別市民会議の必要性(決定権を持つかどうかを含めて)</li> <li>・ニーズのくみ取り方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民議会やテーマ別市民会議の立ち上げ</li> <li>・ニーズのくみ取り方法と区民会議の必要性や、決定権を持つかどうかの検討</li> <li>・区民会議をつくる必要があるまたはない</li> </ul>																									
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長・議会の関係は?</li> <li>・行政と選出される議員と区民との関係</li> <li>・区役所と議員の関係</li> <li>・区民会議の議員の選出方法</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="834 722 1620 911"></td> <td data-bbox="1620 722 2620 911"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区の課題を検討する会議が必要</li> <li>・区選出議員と区民会議の制度化</li> <li>・区民の諮問機関の設置(区民会議)</li> <li>・「区の会議」としての「区民会議」をつくる 国法に反しない限り</li> <li>・行政と選出される議員と区民との関係、つまり区役所行政の確立に向けて</li> </ul> </td> <td data-bbox="2620 722 2748 911"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 911 1620 1016"></td> <td data-bbox="1620 911 2620 1016"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区行政の代表</li> <li>・区のありようを区民(市民)が決定する</li> </ul> </td> <td data-bbox="2620 911 2748 1016"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1016 1620 1157"></td> <td data-bbox="1620 1016 2620 1157"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区長のおさめる能力範囲の拡大 予算を持つこと</li> <li>・予算を持つ区民会議</li> <li>・区の職員の決定</li> </ul> </td> <td data-bbox="2620 1016 2748 1157"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1157 1620 1297"></td> <td data-bbox="1620 1157 2620 1297"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「区民会議」設置の場合はいわゆる土地の有力者・組織からの選任に拘束されることなく、役割を明示した上で適材や意欲ある市民を選任し、運営を透明化する。そのため、区民参加の実効性を保証したルールが必要</li> </ul> </td> <td data-bbox="2620 1157 2748 1297"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1297 1620 1591"></td> <td data-bbox="1620 1297 2620 1591"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の権限から選出方法を考える</li> <li>・区民会議の議員の選出方法</li> <li>・区民、行政、市会議員の参加で区議会を設ける</li> <li>・市民委員、区選出議員、行政</li> <li>・区民会議、議員(県と市)と市民の関係を公平に</li> <li>・ボランティアによる区民議会</li> <li>・区民による区民会議の開催(ボランティア、公募)</li> <li>・市民なしで評価することは非常に難しい</li> <li>・区役所と議員の関係を明示する</li> </ul> </td> <td data-bbox="2620 1297 2748 1591"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1591 1620 1753"></td> <td data-bbox="1620 1591 2620 1753"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民会議</li> <li>・区を横断したテーマ別区民会議(市民会議)</li> <li>・市民会議は市民全般に関わる事項を審議する機関として、その下に各区の区民会議を設置する。区民会議のメンバーは市民委員、区選出議員、行政から構成されることが望ましい</li> </ul> </td> <td data-bbox="2620 1591 2748 1753"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1753 1620 1858"></td> <td data-bbox="1620 1753 2620 1858"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区ごと適用の条例はできないか</li> <li>・行政区単位のタウンミーティングを年1回開く</li> </ul> </td> <td data-bbox="2620 1753 2748 1858"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 1858 1620 1963"></td> <td data-bbox="1620 1858 2620 1963"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民だよりの市民と行政の共同編集</li> <li>・市民も入ったISO9000の策定、顧客(市民)満足度の定義</li> </ul> </td> <td data-bbox="2620 1858 2748 1963"></td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の課題を検討する会議が必要</li> <li>・区選出議員と区民会議の制度化</li> <li>・区民の諮問機関の設置(区民会議)</li> <li>・「区の会議」としての「区民会議」をつくる 国法に反しない限り</li> <li>・行政と選出される議員と区民との関係、つまり区役所行政の確立に向けて</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・区行政の代表</li> <li>・区のありようを区民(市民)が決定する</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長のおさめる能力範囲の拡大 予算を持つこと</li> <li>・予算を持つ区民会議</li> <li>・区の職員の決定</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「区民会議」設置の場合はいわゆる土地の有力者・組織からの選任に拘束されることなく、役割を明示した上で適材や意欲ある市民を選任し、運営を透明化する。そのため、区民参加の実効性を保証したルールが必要</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の権限から選出方法を考える</li> <li>・区民会議の議員の選出方法</li> <li>・区民、行政、市会議員の参加で区議会を設ける</li> <li>・市民委員、区選出議員、行政</li> <li>・区民会議、議員(県と市)と市民の関係を公平に</li> <li>・ボランティアによる区民議会</li> <li>・区民による区民会議の開催(ボランティア、公募)</li> <li>・市民なしで評価することは非常に難しい</li> <li>・区役所と議員の関係を明示する</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民会議</li> <li>・区を横断したテーマ別区民会議(市民会議)</li> <li>・市民会議は市民全般に関わる事項を審議する機関として、その下に各区の区民会議を設置する。区民会議のメンバーは市民委員、区選出議員、行政から構成されることが望ましい</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・区ごと適用の条例はできないか</li> <li>・行政区単位のタウンミーティングを年1回開く</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民だよりの市民と行政の共同編集</li> <li>・市民も入ったISO9000の策定、顧客(市民)満足度の定義</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区の課題を検討する会議が必要</li> <li>・区選出議員と区民会議の制度化</li> <li>・区民の諮問機関の設置(区民会議)</li> <li>・「区の会議」としての「区民会議」をつくる 国法に反しない限り</li> <li>・行政と選出される議員と区民との関係、つまり区役所行政の確立に向けて</li> </ul>																									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区行政の代表</li> <li>・区のありようを区民(市民)が決定する</li> </ul>																									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区長のおさめる能力範囲の拡大 予算を持つこと</li> <li>・予算を持つ区民会議</li> <li>・区の職員の決定</li> </ul>																									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「区民会議」設置の場合はいわゆる土地の有力者・組織からの選任に拘束されることなく、役割を明示した上で適材や意欲ある市民を選任し、運営を透明化する。そのため、区民参加の実効性を保証したルールが必要</li> </ul>																									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区民の権限から選出方法を考える</li> <li>・区民会議の議員の選出方法</li> <li>・区民、行政、市会議員の参加で区議会を設ける</li> <li>・市民委員、区選出議員、行政</li> <li>・区民会議、議員(県と市)と市民の関係を公平に</li> <li>・ボランティアによる区民議会</li> <li>・区民による区民会議の開催(ボランティア、公募)</li> <li>・市民なしで評価することは非常に難しい</li> <li>・区役所と議員の関係を明示する</li> </ul>																									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民会議</li> <li>・区を横断したテーマ別区民会議(市民会議)</li> <li>・市民会議は市民全般に関わる事項を審議する機関として、その下に各区の区民会議を設置する。区民会議のメンバーは市民委員、区選出議員、行政から構成されることが望ましい</li> </ul>																									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区ごと適用の条例はできないか</li> <li>・行政区単位のタウンミーティングを年1回開く</li> </ul>																									
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民だよりの市民と行政の共同編集</li> <li>・市民も入ったISO9000の策定、顧客(市民)満足度の定義</li> </ul>																									

第5回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容2 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
検討委員会で出された意見		
《自治とコミュニティ / 市民活動の推進》		
自治とコミュニティ 《自治とコミュニティ》		
<p>新しいコミュニティのあり方とは？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化時代のコミュニティのあり方の創造</li> <li>・福祉、防災、防犯の点からの必要性</li> </ul> <p>地域住民組織には、町会・町内会・自治会など様々な呼称がありますが、ここでは、基本的に「町会」に統一して表現しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域(まち)づくりへの参加</li> <li>・地域ぐるみの福祉の実現(高齢者、障害者など)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化時代のコミュニティのあり方を創造する。新しいコミュニティのあり方はこれからの課題</li> <li>・福祉、防災、防犯の点からの必要性</li> <li>・現在の町会は市民生活とミスマッチしている思う(その組織替え(中学校))</li> <li>・市民との話し合いの場が少なすぎる</li> <li>・町内会、自治会が主体になるのか(3割が不参加)</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会の見直し(町内会組織の強化とまちづくり意識の向上)</li> <li>・新しい町内会連合会のあり方が求められる</li> <li>・町会、自治会機能の見直し(町会、自治会でしかできないこと、中学校区単位でできること、区単位でできること)</li> <li>・大きすぎたり閉鎖的な自治会町内会は活動が見えないのでだめ</li> <li>・自治会町会は任意加入なので実効性のある自治コミュニティとしては今のままでは不適當</li> <li>・地方分権化の中で地縁コミュニティとして再生すべき町会の役割と意義を抜本的に見直す必要。</li> <li>・高齢化・固定化している一部役員の功績顕彰を早めると共に勇退頂き、実権は時代の変化と地域課題に即応し住民意思を反映しうる意欲ある適材に移す。さもないと益々町会離れが加速し、下手すると新・旧住民の無用な断絶に拍車がかかり町会機構の自己崩壊にも繋がりがかねない。</li> <li>・町連も同じ。この改革にはかかる体制に依存していた行政の変革と公正なルールづくりが先決。Cf: 地下鉄アンケート結果と町連要望書との乖離。</li> <li>・市政区政同様、コミュニティの活動も見えるようにすることが大切(最も身近な自</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しいコミュニティは、相互理解から協働に</li> <li>・町内会、自治会との信頼関係構築、連携、協調または見直しを考える会を創設</li> <li>・各コミュニティの民主的で公平な関係づくり</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自己統治による新たなコミュニティの創造</li> <li>・区民の自らの豊かな暮らしを前提とした生活形態を形成するため同意者団体を創設</li> <li>・コミュニティ機能は市民全員が参加しやすいように改革する</li> <li>・地域コミュニティとして課題別に対応できる組織が必要、(ただし、自治会は必要な組織である)</li> <li>・新しい地域組織</li> <li>・新しいコミュニティのあり方について、市民の要望と義務を明確化する</li> <li>・コミュニティ単位は防災組織を基準に</li> <li>・仮想的なコミュニティ単位として、テーマ別コミュニティがいい(例: 介護保険コミュニティ、学校教育コミュニティ、地域の安全コミュニティなど)</li> </ul>	
<p>身近なコミュニティの単位とは？</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな単位での自治、コミュニティ自治</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小さな単位での自治、コミュニティ自治</li> <li>・町会・自治会は結構仕事がある(大切なもの、ゴミ、教育)</li> <li>・町内会の大きさある程度規定しないと問題がある 町単位</li> <li>・町会の仕事が多いというので他に変わるものが出来ても良い</li> <li>・町会の大きさにもよるし、町会のない地域もある</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内会、自治会との関係を整理する</li> <li>・町内会(自治会)再編成の必要性</li> <li>・町内会の区域割り重要な要素、見直しが必要</li> <li>・コミュニティ単位の整理、町会自治会、地域教育会議、PTA、こども文化センター</li> <li>・「自治会・町内会」がコミュニティの最小単位で重要、新時代に相応した自治会の役割、位置づけの見直しと新たな仕組み、ルールをつくる</li> </ul>	

第5回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容2 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
	検討委員会で出された意見	
<p>課題・地域の資源により解決手法は異なる = 多様なコミュニティ</p>	<p>・地縁コミュニティとテーマ別コミュニティは縦、横の系統で整理</p> <p>・町会、自治会 中学校区単位組織 区委員会</p> <p>・町会をコミュニティの単位に ・従来の町会あるいは自治会単位を基本とした方がわかりやすい ・町内会、自治会はコミュニティに移行できないか</p> <p>・学校も一案(ただし、PTAを主体にしない)</p> <p>・コミュニティ単位、小学校通学区 ・小学校区が小さな単位としてはいいと思う</p> <p>・中・小学校区のコミュニティ単位が考えられる ・自治の単位として中学校区という考え方</p> <p>・テーマ別にコミュニティを形成</p> <p>・歩ける範囲でコミュニティを形成</p>	
<p>コミュニティを動かす仕組みとは？ ・小さな地域の意見の汲み上げ ・コミュニティ内の自治の仕組み ・市民活動は地縁活動も含む</p>	<p>・小さな地域の意見を探り上げる(どのようにして) ・コミュニティ内の自治の仕組みを検討すべき ・コミュニティ内の協議はどのようにして成立するのか ・市民活動は地縁活動も含む</p> <p>・町内会・自治会のあり方を条例化することで地域のコミュニティ化を図ることができる ・地縁団体に役割を盛り込む ・町内会は地域活動ともいえる</p> <p>・町会・自治会の自治力を強める ・町会・自治会を単に行政の「隣組組織」としない</p> <p>・学校関係者(PTAなど)と町内会等との連絡調整の機会を密にとる</p> <p>・災害に対応できる(力を発揮できる)町会コミュニティにする</p> <p>・若い人たちが参加する仕組み(最初は半分義務的に) ・青年層が町内活動しやすい環境づくり ・若い世代のためのグループづくりを強力に進める</p> <p>・コミュニティのリーダーはどのようにして決めるか ・現町内会の役員の考え方を刷新する必要あり ・自治会等を年齢(年代)別の代表制とする ・自治会長等に任期又は引退年齢を設ける(=新しい風を吹き込む)</p> <p>・町内会・自治会は男女比率を半々に ・市民の権利のみならず義務の周知を徹底する</p> <p>・町会機能改革のポイントとして、施策提案活動の活発化と市民が奉仕活動に参加しやすいようなイベント企画力の充実 ・提案 実現できる保証がないと参加しない ・町会ごとで何か賞を設ける</p>	

第5回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容2 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)		チェック欄
	検討委員会で出された意見		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「お金」「場」(区レベル、地域レベルで)</li> <li>・こども文化センターの新しい位置づけが必要</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・「こども文化センター」などの既存施設でもよいが、テーマによっては各所の自治会館活用も考え、地域ニーズに配慮し、縦割り行政による設置にとられない拠点が肝心</li> <li>・コミュニティ拠点の確保</li> <li>・運営の透明性、公正性を保障するルールが必要(特に既存施設を充てる場合)</li> <li>・「お金」「場」(区レベル、地域レベルで)</li> <li>・こども文化センターはどうなった? 新しい位置づけが必要</li> </ul>	
市民活動の推進	《市民活動の推進》		
市民活動を推進するために何が必要か? <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の自立を助けるシステム</li> <li>  自治する市民の創出</li> <li>・区単位の市民活動の促進</li> <li>・市民自治意識の推進、増強</li> <li>・市民が活動しやすくなる税制の創設</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立市民を育て、育つ社会に</li> <li>・市民の自立を助けるシステム</li> <li>・区単位の市民活動を促進するもの</li> <li>・自分で考え、自分で行動する、自治する市民を創出するためのシステムが必要</li> <li>・市民自治意識の推進、増強</li> <li>・市民が活動しやすくなる税制の創設</li> <li>・一部の市民のエゴを許さない市民パワーの組織化</li> <li>・自主的な市民活動の育成のための支援</li> <li>・地域的に活動している行事や運動のつながり、深めも</li> <li>・高齢者、女性の雇用促進からコミュニティビジネスまで</li> <li>・さまざまな種類のコミュニティに人格をもたせる</li> <li>・環境、清掃、運動、クリーン運動の推進</li> <li>・市民も縦割り、そうなれば...</li> <li>・市民に負担のかからない区民参加と支援</li> </ul>	
企業・団体・市民のあり方の検討 平等、対等な関係		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民のできることは市民の手で、行政でなければできないことは行政が担い、市民活動をコーディネートする中間組織も必要</li> <li>・市民活動を活性化させる、市民による中間組織</li> <li>・市民活動中間支援組織の設置</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政と市民の間に入り市民の活動をサポートする</li> <li>・行政は関係ない</li> <li>・市民活動の推進役として、町内会と区役所と中間的な町内会の連合体や地域の連合体を活用する。また、その位置づけを基本条例に</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・町会にとっての中間支援組織は町会連合会か</li> <li>・関心コミュニティのひとつか</li> <li>・実態としては問題が...</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業・団体・市民のあり方の検討が課題</li> <li>・平等、対等で格差はない</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・政策形成における市民活動やNPOの役割を明文化する</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動活性化のための公平な議論と訓練の場が必要</li> <li>・市民活動の拠点 = 場の必要性</li> <li>・市民活動の場がほしい。区単位の市民館のみでは不足である</li> <li>・地域の行政サービス拠点(中学校 - 小学校)</li> <li>・こども文化センター(小学校以上、保健センター(幼児)、社会福祉協議会(福祉事務所))</li> <li>・在宅介護センター(高齢者、障害者)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民運動への金銭的サポートを</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動推進のための情報管理の徹底</li> <li>・市民活動に必要な情報を集める場</li> </ul>	

第5回自治基本条例検討委員会【盛り込むべき内容2 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
	<p style="text-align: center;">検討委員会で出された意見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な能力の登録制度</li> <li>・ボランティア活動を行っている人・団体を把握しサポートする</li> <li>・市民活動家の養成</li> <li>・行政主導でなく、やる気のある人材の登用</li> <li>・青年層のコミュニティを組織化する</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町会組織をどう巻き込むか</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民活動推進委員会の創設(実施状況、結果、課題)の検討結果、公表の見直し</li> </ul>	
<p>市民活動を推進するために区役所が果たすべき役割とは？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民参加型の行政運営が望まれている</li> <li>・区民活動は行政とのパートナーシップと協働の精神で</li> <li>・行政課題解決型のNPOとの協働は有効だがNPOの選択、事業委託内容などを透明化し、NPO情報を市民に提供し活動評価を市民参加で行える仕組みが必要。Cf：ハンガリーの1%税制度での市民評価</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・(行政が)丸抱えでなく自立を促す物心両面の援助</li> <li>・実際に市民活動して強く感じることは、行政の広報がサポートに消極的だ</li> <li>・市民活動の仕組み(年間活動の発表から助成へ)</li> <li>・NPOなど公共公益的なものは区役所も応援していく</li> <li>・市民活動の推進のため(円滑な運営)の行政(区役所)の適正なバックアップ</li> </ul>	
<p>NPOの位置づけなど新しい公共をどのように考えていくか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・NPOの位置づけ</li> <li>・新しい行政サービスの担い手(仕事を選んで) NPO、中間組織</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「行政と福祉NPO協働」の必要性和必然性</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行政負担を減らすための市民活動にならないようにする</li> <li>・近年の社会福祉サービスにおいて、行政と福祉活動、NPOの協働関係は特に顕著な傾向にあり、高齢社会において行政サービスだけで高齢者ケアのニーズに答えることは不可能だ</li> <li>・現行行政が行っている仕事の市民活動、NPOへの信託</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NPO組織の設立支援</li> </ul>	

第6回自治基本条例検討委員会【制度・装置 / その他の事項 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
検討委員会で出された意見		
《制度・装置》		
制度・装置を考える上での前提条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の基本フレームにそって作成</li> <li>・制度・装置とは、市民自治の理念を実現し、市民の権利を条例上で保障するもの</li> <li>・保障するものとは、仕組み・手続のことなのか、手続的権利と措置・請求は同じなのか</li> <li>・いずれにせよ条例にどう具体的に盛り込むのか</li> <li>・制度・装置への意見は既に別途呈示されているものもある。</li> <li>・公開条例・審議会制度・オンブズマン制度・パブコメなど現行自治制度の検証をテーマとした勉強会を開き利用経験者・市民委員経験者などから意見聴取したら如何か</li> </ul>	
評価制度		
総合計画・その他個別計画の評価をどうするか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合計画等についての評価と責任について</li> </ul>	
行政施策の評価をどうするか？ ・行政政策についての評価制度          ・行政施策の評価について、誰が評価するのか、どう評価し、誰がその結果を調整していくのか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政政策についての評価制度</li> <li>・評価の目的は、外部に情報を公開すること、改革の気運を高めること</li> <li>・計画・実施・評価が明確に実施され説明されること</li> <li>・評価を行うということは、計画自体の見直しを行い、反映させること</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これからの行政評価の3原則</li> <li>1. 「成果」と「効率」をキーワードに</li> <li>2. 行政サイクルの中に評価を確立する(企画、実施、評価、改革)</li> <li>3. 道具としての評価システムを全庁共通のツールに</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価には計画の評価と実績の評価があり、評価方法の明確化</li> <li>・行政評価はプロセス、導入のプロセス、評価のプロセス、結果のプロセスの公開が必要</li> <li>・個々の責任と権限と義務の達成度も評価の対象</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価のためには標準的な指標を作成する必要がある</li> <li>・市民がどれだけ自主的にかかわったかというモノサシが必要なのでは</li> <li>・個別計画の評価基準、施策の必要性、正当性、妥当性のチェック。事後よりも事前評価</li> <li>・計画相互の整合性については、新しいものを優先して古いものを見直す</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政施策の評価について、誰が評価するのか、どう評価し、誰がその結果を調整していくのか</li> <li>・評価を行うのは行政の外の人、市民的な感覚の視点をもって</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価を誰が行うか 広く市民から募集する</li> <li>・市民参加の評価機関設置とP(plan) D(do) C(check) A(action) 各段階における評価</li> <li>・市民を含めた審査会を設ける</li> <li>・市民が評価に参加するテーマは限定すべき</li> <li>・行政評価・本条例評価はPDCA各段階の中で最重要。市民参加の保障が不可欠。</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価は市民代表(市民会議?)と第三機関(プロ?)により組織する</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(外部)の専門家による第三者評価の導入</li> <li>・行政施策の第三者機関による評価</li> <li>・複数のNPOによる評価</li> <li>・公共と民間とのコスト比較が必要</li> <li>・主体ごとの行動計画のつくり方のルール化。特に市民、事業者</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政評価、評価基準の公表</li> </ul>		

第6回自治基本条例検討委員会【制度・装置 / その他の事項 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄	
検討委員会で出された意見			
情報公開制度			
行政の情報公開をどうするか？ ・情報公開、情報の共有化規定              ・自治会に参加するための情報共有		・情報公開を市民の情報共有にどう規定するのか。条例で位置づける ・情報公開、情報の共有化規定 ・施策にかかるコストが分からないので良い・悪いの判断がつかない	
		・情報公開は、説明責任と意思決定の明確化にある ・情報公開は、行政が市民に説明責任を果たすために必要 ・情報内容の説明ができるようにする ・行政の“失敗学”責任の明確化(人を責めない) ・情報公開では、市(行政)にとって、都合が良くないこと、失敗などをしっかりと公開していくべき ・(施策等が)実施できない場合の理由を明確に説明する	
		・市民の判断材料となる行政情報についての説明義務、所見開示の義務を明記 ・市民が判断できる情報を公開する(入手可に)	
		・課題について共有できる情報公開・提供が大切 ・市民が課題を共に考え、協働するための情報公開を ・情報の共有化が促進され、協働体制が強化される	
		・情報とは何か(人によって異なる) ・情報の公開範囲を明確化する	
		・計画段階からの情報公開を	
		・個人情報と基本的には保護すべきで、内容の明確化が必要 ・公共の情報はできる限り公開する。個人情報はできる限り公開しない(必要最低限)	
		・財務会計の情報開示(いろいろな方法がある) ・予算編成手続の公開化 ・区の予算の使い方も公開	
		・どういう住民監査請求が起きているのか、起こされたかについての情報提供、広報	
		・必要な行政会議の公開 ・公の会議はすべて公開する。どうしても公開が問題となる場合は、その理由を説明する。質問、意見等については別に対応を考える(場と答える人の対応等のため)	
		・各団体等の情報共有(明確に) ・自治会に参加するための情報共有	
		・ITだけを情報伝達的手段としない ・新たな情報、伝達ツールを設ける	
		・アクセスしやすいインターネット公開ツール ・情報検索サービス(システム&人)(情報を公開するだけではアクセスできない)いつでも使える情報公開	
		・区単位の情報提供サービスの充実を	
		・情報共有化の仕組:町内会、自治会への指導(行政の義務) 情報の流れの仕組みを強化	
	・商店などを媒体に、住民税の払い込み時、転入時、学校入学・企業入社時などに情報提供を行うツールを		
	・毎年、地方自治に関する(川崎市政)トピックを掲げ(市政監視的、市民参加的課題について)、市民、専門家のチームによる調査研究、報告大会を開催する。(外部監査制度と一部競合するが...) ・市政をめぐる主要問題についての公開討論会を行う。川崎市民以外(全国)からも参加できるようにする。 ・市民による調査委員会の設置		

第6回自治基本条例検討委員会【制度・装置 / その他の事項 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
検討委員会で出された意見		
住民投票制度		
<p>住民投票をどうするか？</p> <p>・住民投票制度は衆愚政治に陥らないか</p> <p>・具体的事項まで基本条例に盛り込むべきか それとも 具体的事項は住民投票条例として別に定めるべきか</p>	<p>・制度はつくっておいてもよい、争点が生じてからでは遅い</p> <p>・条例に盛り込むべし、ただし、投票以前の市民参加による十分な審議過程を明記し、情報共有が必要</p> <p>・住民投票はやはり必要である</p> <p>・しかし、要望がある。意見集約が難しい場合には、必要かつ基本的な条例整備を</p> <p>・ぜひ必要(でも最終手段)...そのルールとは？</p> <p>・住民投票制度は衆愚政治に陥らないか</p> <p>・住民投票を濫用すべきではない、行政だけで解決できることもある</p> <p>・間接民主主義との関係(何でも住民に判断してもらうスタンスは疑問)</p> <p>・住民投票をしなくても、市民の合意が得られる仕組みづくりが大切なのは</p> <p>・区民達で区の問題を決める(住民投票)</p> <p>・市政に関心をもたせるしくみづくり</p> <p>・住民投票は、市民の必要性を行政にどう認識させるかにある。そのための手続が必要ではないか</p> <p>・発議者などの細かなことまで決めておくのか</p> <p>・具体的事項は住民投票条例として別に定める</p> <p>・どういう場合に住民投票を行うのか、行うかどうかは誰がどのように決定するかについて明確にする</p> <p>・常設型を基本とする</p> <p>・常設型住民投票方式(条例に規定する)</p> <p>・もっと気軽なアンケート(電子アンケート)</p> <p>・住民投票の概念をどこまでとするのか</p> <p>・提案できる問題について制限が必要</p> <p>・選挙で争点にならなかった問題が出てきたら住民投票</p> <p>・選挙の公約に入っているものは対象外、入っていない場合は住民投票</p> <p>・大規模事業への起債に関する住民投票</p> <p>・地下鉄問題は、住民投票条例があれば投票を行ったかもしれない</p> <p>・市を区単位に分割するための住民投票はどうか</p> <p>・まず住民投票条例をつくり、地域エゴの疑いが濃いテーマは住民投票の対象とする(例:ホームレス一時宿泊施設)</p> <p>・住民投票は制度として必要、提案者として首長、議会、市民が考えられる</p> <p>・発議条件を緩くする</p> <p>・住民投票を行う際の問題提案のルールをどうするか(何名以上、何グループ・団体以上など)</p> <p>・投票資格年齢</p> <p>・市民ってだ～れ(住民投票は誰ができるの)年齢は、外国人市民は</p> <p>・住民投票の資格が不明瞭である</p> <p>・20歳以上</p> <p>・住民投票は18歳</p> <p>・18歳以上永住外国人</p> <p>・永住外国人もOK</p> <p>・日本国籍のみ</p>	

第6回自治基本条例検討委員会【制度・装置 / その他の事項 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)		どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
住民投票結果と施策実施との関係のルールを検討すべき		<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例制定請求(直接請求)が出された場合は住民投票を</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票は区単位で実施するべき。また、全市民を対象とした住民投票は首長のリコールに限定</li> <li>・区単位に狭めた住民投票が必要ではないか</li> <li>・区にも住民投票を(アンケート型、個別課題型。市には常設型)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・代替案も示す</li> <li>・地域エゴ排除、代替案提示義務(住民投票)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民投票結果と施策実施との関係のルールを検討すべき</li> <li>・住民投票の仕方、結果の取り扱い方等、ルールを明確にする</li> <li>・住民投票無効規定。投票率が一定値以下だった場合に無効とする。</li> <li>・法的効力をもたせるものではなく、議会の要考慮事項とする</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・投票率をあげるしくみづくり</li> <li>・投票しない人は税金UP</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例は長く使えるもの、もちろん時代と共に変わっていくものは場合によっては改正もありか</li> </ul>	
財政			
財政運営をどうするか？		<ul style="list-style-type: none"> <li>・収支を基底とする健全財政が基本。必要な先行投資も大切。評価できないものの切り捨ても必要</li> <li>・財政は、収入の確かな予想に基づき、支出は健全性に重点を置く(収入税)</li> <li>・収支均衡財政では返済できない、次世代に負担が残る。借金しない原則を</li> <li>・分権型財政システム、自己決定。自己責任を全うし得る自己財源の充実</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政は、明瞭(透明)性、公平性、重点主義、公開制</li> <li>・財政はガラス張りでありたい</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の財政について市民も知る必要がある</li> <li>・財政について益々の透明化を(公社を含めて)</li> <li>・教育委員会の高校生向け、教育マニュアルはいくらかかったのか(予算の情報公開)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員手当の透明化を</li> <li>・議会、予算(特別)委員会の通年公開</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・(行政と協働する)NPOの財務情報の公開</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの将来像 財源と使途を総合計画に。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・収入役に専門家登用</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・単年度予算の見直し(評価を活かすために)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・コスト比較、バランスシートの導入が必要(債務償還能力の判定)</li> </ul>	

第6回自治基本条例検討委員会【制度・装置 / その他の事項 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等) 検討委員会で出された意見	チェック欄
	・委託契約の基本原則を定める	
	・財政フレームの予測が外れたときの対策は	
	・財政運営よりも、税収確保のための地域産業振興政策への市民の関心を喚起し、市民の協力・取組	
	・行政と市民(住民企業)が協働することにより、財政負担を少なくする ・市民活動をする市民も費用、その他のリスク負担を	
	・地方分権、財政委譲の件がからむ ・財政の健全化のため、財源の移譲を(国から地方へ)	
	・課税自主権を確立する(画一的税率設定・廃止、増税・減税の自由) ・自主財源充実 ・法定外目的税(c f :ハンガリーの1%税) / 公募債 ・住民税の1%を用途指定できるように	
	・税のかわりに目的のある寄付行為への税の免除	
	・住民税の1%をNPO / NGO用の財源に指定して助成 ・市民活動の財源に、ハンガリーの1% Tax制度的なものを導入できないか	
	・税納付のかわりにNPOに寄付	
	・地域通貨の導入 ・地域通貨で還付するなどの方法もあり	
<b>住民救済制度</b>		
住民救済制度をどうするか? ・オンブズマンなどの位置づけの明確化 ・住民救済、危機管理、有事における市民保護のあり方は	・住民救済、危機管理、有事における市民保護のあり方は ・市民合意形成過程における相互の人権保護 ・住民救済制度、オンブズマン制度の明確化。立ち入り捜査権の確保と結果の公開義務の明確化 ・生活に密着した苦情処理としては有効だが塩漬け土地など重要課題には対応出来ない。 / 申し立てを待たず建議権もっと活用出来ないか。 ・オンブズマンなどの位置づけの明確化 ・救済されるべき、住民という設定(苦情処理?) ・現行市民オンブズマン制度は実用面での検証を経て課題あれば本条例で対応する。 ・既存救済制度の実効性について検証の上、不足部分を盛り込む ・オンブズマンは、救済制度ではなく苦情処理ではないか ・課題発見型オンブズマン機能の強化 ・オンブズマン制度に、区ごとにわかりやすい窓口を	

第6回自治基本条例検討委員会【制度・装置/その他の事項 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)		どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
		検討委員会で出された意見	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者オンブズマン(社会的責任)と評価システム</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉オンブズマン制度の確立</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・オンブズマンに相談するまでもない細かな問題に対応してくれる機関があっても良いのではないか</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・司法における本条例の救済措置(第三者機関)</li> </ul>	
<b>広聴制度</b>			
	広聴制度をどうするか?	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画に対するパブコメは是非必要。しかし、市民参加を形式的なものにしないことが重要である</li> <li>・現在環境などの分野で実施されているが利用者の立場での検証が必要。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの原則を定める</li> <li>・意見を反映するために柔軟なルールに</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントを行う段階の3段階化(課題発見、基本方針、事業計画)</li> <li>・計画段階でのパブリックコメントを</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題、地域、テーマなどにより意見を聞く単位をかえる(全市で統一しない)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントなどの広聴制度の仕組み、手続き、ルール、意見への応答義務を明記すべき</li> <li>・応答義務の明示</li> <li>・パブリックコメントに対する応答はあった方がよい</li> <li>・レスポンスのあるパブリックコメントを</li> <li>・双方向化される(実効性のある)広聴制度にすべきだと思う</li> <li>・レスポンスのあるパブリックコメントを</li> <li>・パブコメの前提として市民の関心を喚起しうる情報提供が不可欠。PR活動の不足。</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民からのパブリックコメントを可能にする制度</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・遠隔で自治に参加できる仕組みを。Net会議</li> <li>・電子市役所</li> </ul>	
<b>条例の見直し</b>			
	条例の見直しをどうするか?	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フレキシブルな条例に。見直し規定を入れたい</li> <li>・時代の流れに合わせて変化できる条例を(基本理念は変えずに)</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例には期間ごとの見直しが必要</li> <li>・5年ごとに見直し(条例が陳腐化しないために)</li> <li>・5年ごとに見直し</li> </ul>	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度改廃は、議会の10%の可決で。否決の場合は住民投票制度を用いる。</li> <li>・条例の見直し、基本条例に関しては、住民投票による</li> <li>・自治基本条例の改正は住民投票の対象事項に 硬性憲法(としての性格)</li> </ul>	

第6回自治基本条例検討委員会【制度・装置 / その他の事項 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)	どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
検討委員会で出された意見		
<b>条例の実効性を高める仕組み・ルール</b>		
条例の実効性を高める仕組み・ルールをどうするか？ ・バックアップ体制 ・実効性、機能性をもたせるためのバックアップの仕組み ・実効性がある条例に ・(条例を使う上での)情報の伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>バックアップ体制</li> <li>実効性、機能性をもたせるためのバックアップの仕組み</li> <li>実効性がある条例に</li> <li>(条例を使う上での)情報の伝達方法</li> <li>条例を守り実行するための罰則などの仕組みが必要</li> <li>市民活動への支援のあり方・ルールづくり</li> <li>NPO支援のための税制度</li> <li>まちづくり参加の推奨制度と裁判員制度 住民税割引等</li> <li>費用負担 行政のやり方を変えれば対応可能か</li> <li>500万円から市民が使い途を決める(1%)「自治創生資金」</li> <li>市民から行政への調査権・提案権 複数人で市民の受け皿組織がある場合など</li> <li>区民からの事業提案</li> <li>住民からの予算要求(削減提案も)</li> <li>基本条例を使いこなせる、市民の成長をうながす仕組み</li> <li>市民への市民参加の敷居を低くする仕組みづくりを</li> <li>市民参加の模擬授業、子ども</li> <li>子どもの提案を(例えば総合学習)計画にどう反映させるか</li> <li>総合学習でまちづくりの実践を、行政との連携</li> <li>計画を反映する中で、まちづくりが、自分たちにどのように有効かということを理解できるような学習</li> <li>区単位での監査請求</li> <li>(本当は)区よりも小さく</li> <li>地区計画支援制度</li> </ul>	
<b>《その他の事項》</b>		
<b>まちの課題を解決するために...その他のまちの課題に対する解決策</b>		
子ども ・子供たちに未来を託す事柄	<ul style="list-style-type: none"> <li>子供たちに未来を託す事柄</li> <li>学校教育の現状を踏まえた学童、児童、生徒に夢と希望を醸成する教育改革、教育委員会のあり方</li> <li>理念の一例として自治・公益意識など醸成のため、教育への役割を期待</li> <li>学校教育の中に川崎の自治を学ぶカリキュラムを取り入れる</li> <li>乳幼児託児と保育の充実を条例化したい</li> </ul>	
安全・安心、危機管理 ・安全・安心なまちづくりに関する事柄 ・危機管理(有事における市民保護のあり方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心なまちづくりに関する事柄</li> <li>警察について、市民の安全確保の観点から盛り込むことはできないか</li> <li>警察の問題は取り上げられるのか。(こどもの関心は)不審者対策、交通事故など</li> <li>具体的に何をすれば、安全、安心のまちになるのか明確でない</li> <li>危機管理(有事における市民保護のあり方)</li> <li>有事の対応を記す</li> </ul>	
情報 ・情報化社会の共生	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報化社会の共生</li> <li>コールセンターを、全市で情報共有するための整理を誰がするのか</li> </ul>	

第6回自治基本条例検討委員会【制度・装置 / その他の事項 編】

何を検討すべきか(検討テーマ)		どのように規定するか(検討テーマに対する個別の提案、目的・考え方や具体的な規定設定の方向性等)	チェック欄
		検討委員会で出された意見	
共生 ・人と動物の共生に関する事柄		・人と動物の共生に関する事柄 ・人と動物の共生について、最近の動物のインフルエンザを如何に思うか	
交流 ・地域住民同士の交流を密接にする事柄		・地域住民同士の交流を密接にする事柄	
環境		・循環型社会への取り組み ・循環型社会への取り組み、資源、愛護、環境改善のため声高に強調すべきである	
条例ができてから...条例の推進体制・方策等			
条例の推進体制をどうするか？		・フォローする、育てる、組織・活動を ・審議会を設け、見直しを行う ・条例の運用は市民委員会が行う ・制度・装置として自治基本条例の中に市民委員会の設置を盛り込む ・市民自治のための市民と行政の中間組織を	
条例の推進方策をどうするか？		・条例ができたら、どう広報していくか、情報をどう公開していくか ・市民へのPR、徹底周知。PRのexpert(volunteerの活用)。アンケート・モニタリング	
		・条例を使おう提案公募(ソフト的、お金付き) ・条例を使ってこんなことができる、モデル発表会(コンペ形式)もあり	
		・条例・規則は自治基本条例の趣旨に基づいてつくられるべき ・自治基本条例に基づき「捕捉」しフォローアップをする(違反している条例はないか)	
		・運営原則に具体的な手続き、ルールなどを盛り込み、実効性を担保する先進的内容の条例をつくりたい ・効果が検証できる仕組みづくり	
その他			
・政令指定都市とは  ・政令指定都市は国と市民どちらが指定するのか		・政令指定都市とは ・政令指定都市の区は、人口としては市の単位にあたり、特別区に準じたものにしたい。大きいだけに市としては良くて市民としては不満足 ・政令指定都市は、国と市民どちらが指定するのか ・政令指定都市は、市民の要望により、指定されるべき  ・区の独立権  ・他自治体と連携し広域でまちづくりを考えることができる仕組みが欲しい  ・要綱行政は本条例で規制されるのか。	